

同 意 書

令和 年 月 日

(宛先) 旭川市長

住 所

氏 名

(昭和・平成 年 月 日生)

私は、旭川市精神障害者医療費助成条例（昭和 53 年旭川市条例第 6 号。以下「条例」という。）第 5 条及び第 6 条の規定、並びに旭川市精神障害者医療費助成条例施行規則（昭和 53 年旭川市規則第 9 号）第 4 条の規定の施行のために必要があるときは、私の次に掲げる事項につき、旭川市が条例第 2 条第 5 項に規定する保険医療機関、及び官公署等の関係機関（以下「関係機関」という。）に対し、必要な書類の閲覧、資料の提供又は報告（以下「資料の提供等」という。）を求めることに同意します。

また、旭川市が資料の提供等を求めたことに対し、関係機関が応じることについて、私が同意している旨を関係機関に伝えて構いません。

- 1 条例第 2 条第 3 項に規定する医療費の領収の状況
- 2 条例第 2 条第 4 項に規定する附加給付の決定及び実施の状況
- 3 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 29 条に規定する入院措置に関する決定及び実施の状況
- 4 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護の決定及び実施の状況
- 5 旭川市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成条例（昭和 48 年旭川市条例第 37 号）による医療費の助成に係る決定及び実施の状況
- 6 その他国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付の決定及び実施の状況

旭川市精神障害者医療費助成条例（抜粋）

（定義）

第2条 略

2 略

3 この条例において「医療費」とは、医療保険各法の規定による医療に関する給付を受けた者が自己負担すべき額をいう。

4 この条例において「附加給付」とは、医療保険各法の規定により被保険者若しくは組合員の一部負担金に相当する額の範囲内において附加給付されるもの又は医療保険各法の被扶養者の医療費のうち当該各法の規定により附加給付されるものをいう。ただし、国民健康保険法第43条第1項の規定により、一部負担金の割合を減じられている場合には、当該減じられた割合に相当する額をいう。

5 この条例において「保険医療機関」とは、医療法（昭和23年法律第205号）の規定により、精神科を標ぼうする医療保険各法による保険医療機関又は保険薬局をいう。

（申請及び認定）

第5条 医療費の助成を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請し、認定を受けなければならない。

（助成方法）

第6条 医療費の助成は、対象者に支給することにより行うものとする。

2 略

旭川市精神障害者医療費助成条例施行規則（抜粋）

（受給資格の更新）

第4条 市長は、条例第5条の規定により精神障害者医療費助成受給資格の認定を受けた者に対し、隔年の3月1日から同月31日までの間に資格の更新をするものとする。